

令和4年11月16日

教育委員会定例会報告書

草津市教育委員会

報告事項 (2件)

- (1) 草津市学校給食費徴収規則の一部改正について
- (2) 寄付の受け入れ報告について

草津市学校給食費徴収規則の一部を改正する規則

草津市学校給食費徴収規則（令和3年草津市規則第72号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「3,800円」を「4,000円」に改め、同項第2号中「4,500円」を「4,750円」に改める。

付 則

この規則は、令和4年12月1日から施行する。

草津市学校給食費徴収規則の一部を改正する規則 新旧対照表

改正後	現行
第1条 (略) (学校給食費の額および徴収月) 第2条 1月当たりの学校給食費の額は、次に定めるところによる。 (1) 小学生 <u>4,000円</u> (2) 中学生 <u>4,750円</u> 2～4 (略) 第3条～第6条 (略) <u>付 則</u> <u>この規則は、令和4年12月1日から施行する。</u>	第1条 (略) (学校給食費の額および徴収月) 第2条 1月当たりの学校給食費の額は、次に定めるところによる。 (1) 小学生 <u>3,800円</u> (2) 中学生 <u>4,500円</u> 2～4 (略) 第3条～第6条 (略)

寄付受け入れ報告

寄 付 品 目	数量	単価 円	価 格 円	住 所・氏 名 等	寄付年月日	受納場所
トイレットペーパー	5,800		271,150	京都市下京区烏丸松原上る 薬師前町700 (株)京都銀行 取締役頭取 土井伸宏	令和4年 10月25日	各小中学校
小計			271,150			
合計			271,150			

